

令和2年度 指定管理業務 実績評価シート

作成年月日 令和3年6月28日

部課名 商工部商工労政課

施設名	弘前職業能力開発校
施設の設置目的	労働者の職業訓練を行うため。
所在地	弘前市大字田町五丁目3番地3
指定管理者名	職業訓練法人 弘前職業訓練協会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
1 事業計画の実施状況	<p>学科やコース毎に計画どおりの時間、講習内容で訓練を実施している。</p> <p>【短期課程】 板金コース:42H、塗装コース:12H、建築コース(指導員試験):18H、建築コース(技能検定):26H</p> <p>【普通課程】 建築板金科、木造建築科、左官タイル施工科、建築塗装科:450H</p>
2 自主事業の実施状況	<p>自主事業の実績なし。</p>
3 市民サービス向上のための取組状況	<p>青森県職業能力開発協会が実施する技能検定の案内パンフレットを会員事業所や訓練生に限らず、一般市民に対しても窓口となって提供している。また、普通課程訓練生が作成した練習作品を一般市民に無料で配布するなど、市民サービスの向上に努めている。</p> <p>【木造建築科】四方転び応用作品:16個</p>
4 市民ニーズの把握の実施状況	<p>普通課程の訓練生を対象に、訓練についてのアンケート調査を実施するとともに、事業主との懇談会を開催し、訓練についての意見交換を行うなど、利用者ニーズの把握に努めている。</p>
5 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）	<p>短期課程に17名、普通課程に22名在籍し、前年と比較して短期課程9名減、普通課程1名減となっている。令和2年度は、コロナの影響により、一部の講習が中止となったことに加え、各事業組合等での総会等の中止により事業者への入校の働きかけも困難であったことから、今回の訓練生の数の減少はやむを得ないものとする。</p> <p>一方で、コロナの影響は、今後も一定期間継続するものと考えられることから、コロナ禍であっても訓練生を確保できるよう、感染防止対策を講じながら、事業者に入校を働きかける手法を検討する必要がある。</p>
6 指定管理業務の収支状況	<p>計画的な予算執行や経費節減に努めるなど、収支の管理は適正であり、過大な繰越金もなく状況は良好である。</p>

7 実地調査の結果

一部指摘事項はあるものの、その後の対応は適切なものであり、概ね良好である。

8 成果指標の達成度

短期課程 目標30名、実績17名、達成率56.7%

普通課程 目標28名、実績22名、達成率78.6%

令和2年度は、コロナの影響により、一部の講習が中止となったことに加え、各事業組合等での総会等の中止により事業者への入校の働きかけも困難であったことから、今回の訓練生の数の減少はやむを得ないものとする。

一方で、コロナの影響は、今後も一定期間継続するものと考えられることから、コロナ禍であっても訓練生を確保できるよう、感染防止対策を講じながら、事業者に入校を働きかける手法を検討する必要がある。

9 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	協定書に基づき運営している。	
施設の管理	B	協定書に基づき管理している。	
経理の状況	B	帳簿等の整備保管、経費の削減に努めている。	
団体の財務状況	B	特に問題がない。	

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	業務報告書の提出に遅れはあるが、その他は協定書の内容どおり適正に運営している。	今後も施設の適正な運営に努めていただく。
施設の管理	B	協定書の内容どおり適正に管理している。	今後も施設の適正な管理に努めていただく。
経理の状況	B	帳票等を整備及び保管し、収支状況の把握に努めている。	今後も適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	財政状況に問題は認められない。	今後も安定した財務状況を維持していただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準□

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する